

建設業における営業所技術者の 複数営業所兼務容認について

2025年3月4日

富士通株式会社

富士通Japan株式会社

会社概要

本店

神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1

創立

1935年

代表取締役社長 CEO

時田隆仁

事業概要

サービスソリューション
ハードウェアソリューション
ユビキタスソリューション
デバイスソリューション

従業員*

124,000 人

売上収益**

3兆7,560億円

営業利益**

2,836億円

研究開発費**

1,233億円
売上収益比3.3%

(注) * 2024年3月末現在

(注) ** 2023年度連結概要（2024年3月31日終了会計年度）

90年のイノベーション

通信機器製造

通信と電子

コンピュータ開発

総合ICT

サステナビリティ

1935

通信機器製造会社として誕生

日本の通信網整備に重要な役割を果たす。



1950s to 2000s

コンピュータの登場が科学技術の進歩を加速、産業の生産性が飛躍的に向上

富士通初のコンピュータ開発に成功。
様々な分野でお客様とともに
先進的なシステム開発に挑戦



爆発的に普及したインターネットはライフスタイルやビジネスモデルに変化をもたらす。

富士通は時代に対応したさまざまな製品・サービスを提供。



2020s

持続可能な発展への貢献

2030年のビジョン達成に向け、Fujitsu Uvanceを中心とした成長領域にリソースを集中することで、お客様の経営課題と社会課題の解決を目指す。



Our Purpose

わたしたちのパーパスは、
イノベーションによって社会に
信頼をもたらし、世界をより
持続可能にしていくことです。

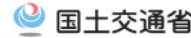
現状認識

建設業を取り巻く現状

出典 (左) : 2024/12/19「建設業法等の改正に関する説明会」資料より抜粋

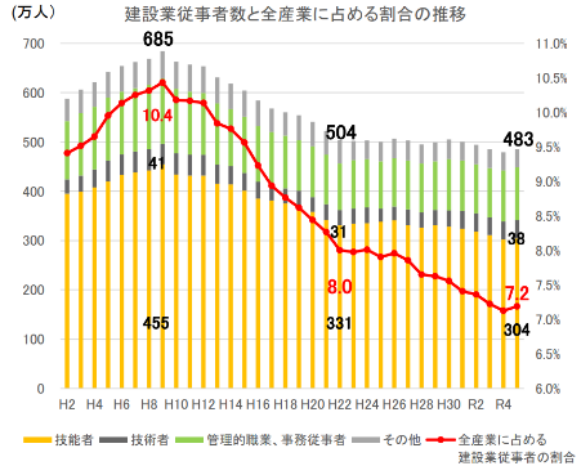
出典 (右) : 2023/12/22「適正な施工確保のための技術者制度検討会 (第2期)」資料より抜粋

(1) 建設業就業者の現状



技能者等の推移

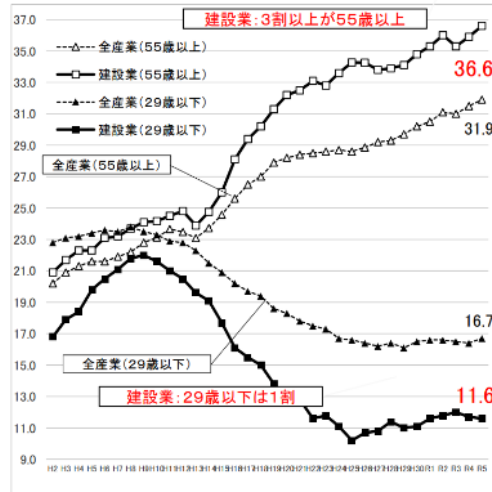
- 〈就業者数ピーク〉 〈建設投資ボトム〉 〈最新〉
- 建設業就業者: 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
 - 技術者: 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
 - 技能者: 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)



出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

建設業就業者の高齢化の進行

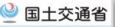
- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



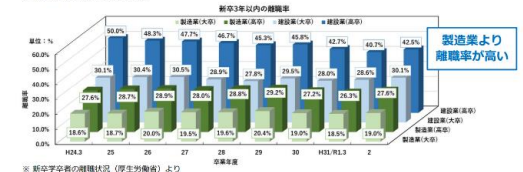
出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

2

建設業への入職者の動向



- R4年度の建設業への入職者は約22万人であるが、H14年度の入職者より約60%減少。
- 建設業における新卒入職者の3年目までの離職率は、大卒者で約3割、高卒者で約4割~5割で横ばい傾向。
- ⇒ 製造業に比べて、高卒者で約15%、大卒者で約10%も離職率が高く(R2年度)、若年入職者の確保に課題。

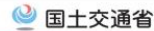


- 技術者は増加 (31万人→38万人) しているものの、建設業就業者および直接的な作業を行う技能者は減少傾向
- また、建設業就業者の高齢化は全産業と比べても高く、入職者の減少も重なり、建設業における人材不足への対策は喫緊の課題

3

課題解決に向けた法改正

(1)第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像



インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正**

		議員立法 公共工品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ● スライド条項の適切な活用（変更契約） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
生産性向上	働き方改革・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期ダビング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
	地域における対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化
		<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入） 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共工品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トッパー） ・誘導的手法（理念、責務規定） ○ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など

7

(2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

令和6年6月19日公布
（令和6年7月19日施行）

背景・必要性	※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正	
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要	担い手確保 働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁	地域建設業等の維持 適切な入札条件での発注、災害対応力の強化
	生産性向上 新技術の活用促進、技術開発推進	
公共工事等の発注体制の強化		

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

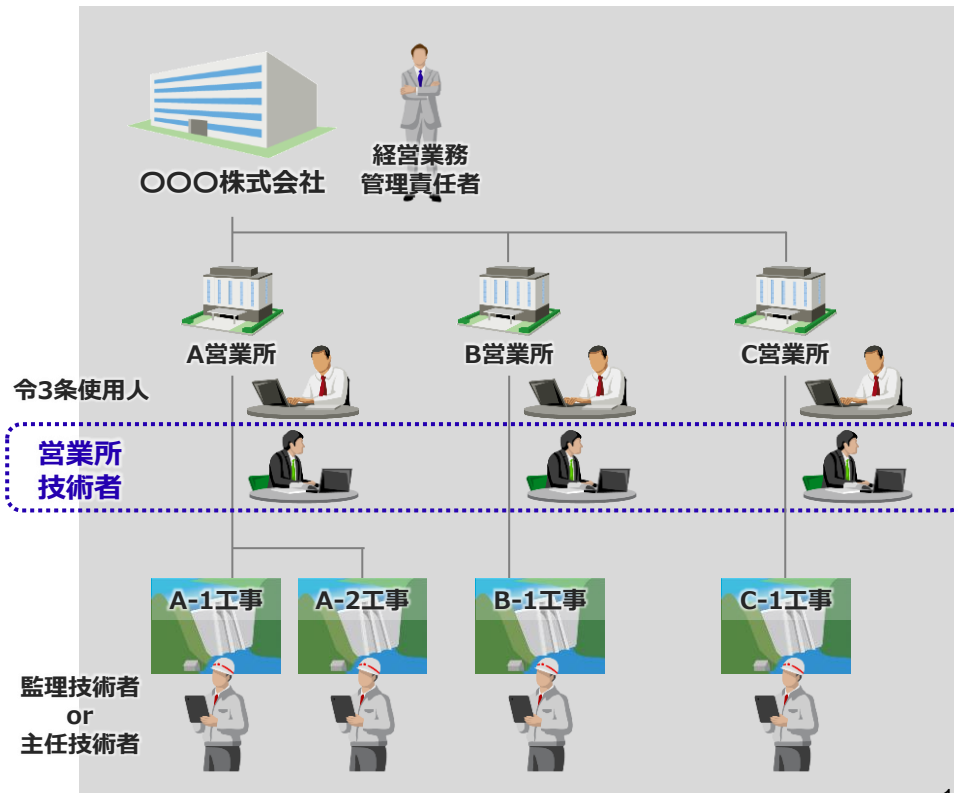
改正の概要	
<p>1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善</p> <p>休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施 ・自治体内の関係部局が連携した標準化の促進 <p>処遇改善の推進（国・発注者・受注者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施 ・能力に応じた適切な処遇の確保 ・適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せ防止 ※スライド条項の改正、運用基準の策定、適切な代金変更 <p>担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置の実施 ※訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保 ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動 ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討 	<p>2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備</p> <p>適切な入札条件等での発注の推進（発注者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等 <p>災害対応力の強化（受注者・発注者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応経験者による被害把握 ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術転移等 ・災害工事で労災保険契約の締結促進、予定価格への反映 <p>3. 新技術の活用等による生産性向上</p> <p>新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継ぎ） ・脱炭素化の促進、新技術活用の適切な評価、予定価格への反映 <p>技術開発の推進（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進
<p>4. 公共工事の発注体制の強化</p> <p>発注者への支援充実（国・地方公共団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言 ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築 <p>測量業の担い手確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定） ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等 	<p>入札契約の適正化に係る実効確保（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加 ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

8

- ・ 今回の法改正において、生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件について見直し・緩和され、**現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（営業所技術者等の専任現場兼務）**等が容認
- ・ しかしながら、前葉の通り、建設業者における人員不足、中小企業の倒産の加速に歯止めをかけるために、上記に限らず、現在できるあらゆる対策・見直しを早期に実施する必要ある

ご提案内容

■ 建設業許可に必要な責任者および技術者等



	配置単位	役割
経営業務管理責任者	会社	会社が安定して経営できるように経営体制を整え、営業取引上の対外的な責任を負う
令3条使用人	営業所	従たる営業所（支店等）の代表者として、建設工事の見積りや入札参加、請負契約の締結等を行う
営業所技術者	営業所	建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保する
監理技術者（主任技術者）	工事	施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び工事の施工に従事する者の指導監督を行う

提案の範囲

ご提案

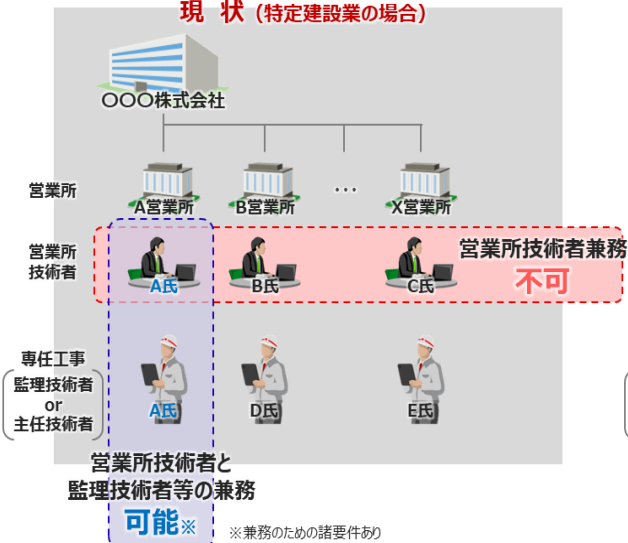
建設業における営業所技術者の複数営業所兼務容認について

営業所技術者の役割

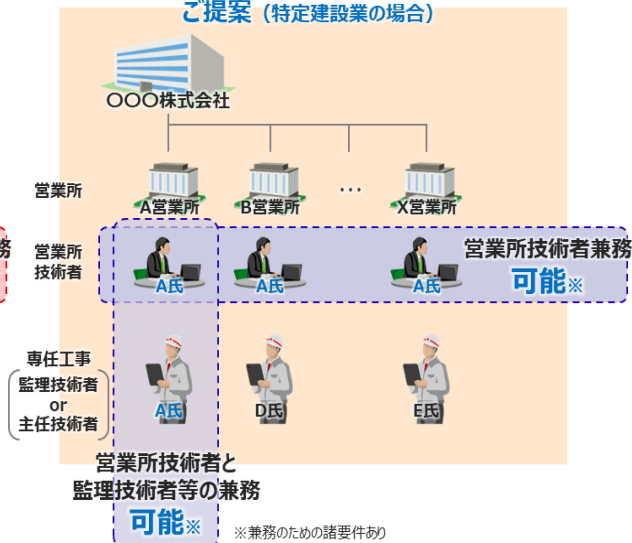
建設工事の適正な施工（請負契約の適正な締結及びその履行）を確保する

- 適正な請負契約が締結されるよう、技術的観点から契約内容の確認を行う
- 請負契約の適正な履行が確保されるよう、現場の監理技術者等のバックアップ・サポートを行う

現 状（特定建設業の場合）



ご提案（特定建設業の場合）



現 状

- 一営業所に営業所技術者を一人配置する必要あり
- 当該営業所の人員規模、工事請負件数等に関係なく一人配置要

ご提案/期待・効果

- 一営業所技術者が複数の営業所を兼務することが可
- 営業所技術者の役割において、一技術者が担うことで、同一レベルのバックアップ・サポートを提供・実施することが可能
- 建設業界における活性化、建設業者のビジネス継続が可能・期待

技術者不足

- 社員高齢化および若手就労者の減少
- 技術者の主要拠点集中による地方拠点の技術者減少
- 営業所技術者不足

営業所廃止 (主に地方営業所)

- 技術者不足による営業所の廃止
 - * 営業所、現場に各1名の技術者配置要（1億円以上の場合）
- 当該地区でのビジネス継続不可による企業業績への影響

地域貢献 への影響

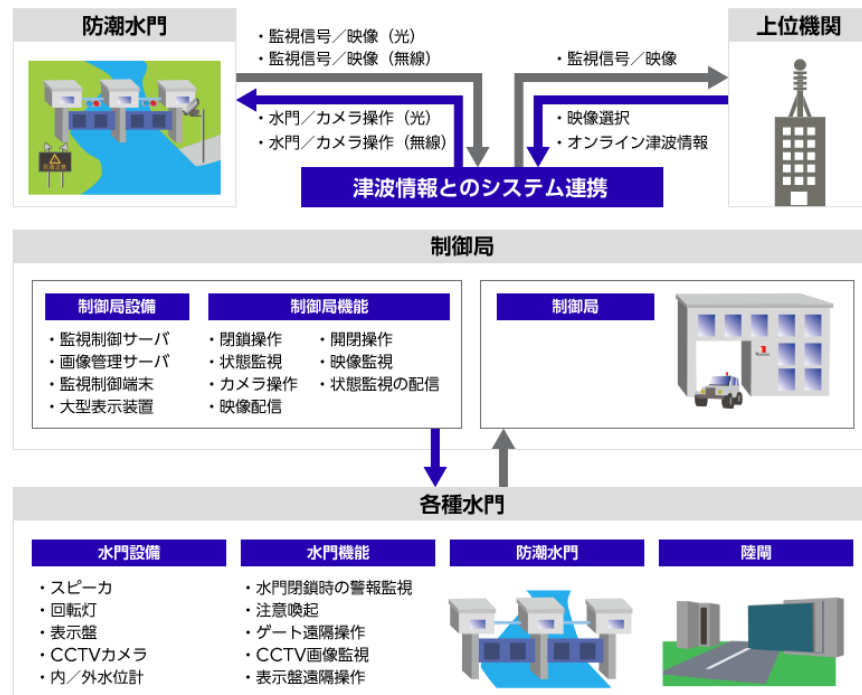
- 地方への施工ノウハウ・技術展開が不可
 - * 防災分野，最新技術活用など
- 地場企業への発注・活用不可による中小企業業者様への業績影響



消防庁、気象庁からの警報情報を早期に入手し、警報通知・津波来襲前に防潮扉の閉鎖を行うシステム

地震の影響により大きな津波災害の発生が予想される地域では、防潮水門設備の操作時における安全性の確保と迅速確実な対応が求められます。

弊社では、防潮水門の遠隔操作によるゲートの開閉操作や監視カメラの操作、震度を計測した場合の自動閉鎖制御や現場警報設備の自動起動を行い、津波災害の予防を支援する「防潮水門遠隔監視操作システム」を提供しています。

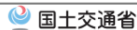


提案における国土交通省様/弊社の見解

国土交通省様の見解・認識

WEB会議アプリ、スマートフォン等ICTの普及状況等を踏まえれば、一営業所技術者が、その役割を果たしつつ複数営業所を兼務することは技術的には可能

5. 営業所同士の兼務について



【デジタル技術活用の可能性】

- WEB会議アプリ、スマートフォン等ICTの普及状況等を踏まえれば、一の営業所専任技術者が、その役割を果たしつつ複数営業所を兼務することは技術的には可能。

- 仮に、営業所同士の兼務を特段の制限なく可能とした場合、以下の課題（懸念）がある。

【不良・不適格業者の参入】

- 複数営業所の兼務を無制限に可能とした場合、適正な請負契約の締結等の営業所専任技術者本来の役割を果たせなくなるばかりか、営業所の数よりも少ない技術者数で許可を取得することが可能となり、営業の実態に技術力（技術者数）が伴わない不良・不適格業者の参入が可能となるおそれ。

【地域建設業の受注環境への影響】

- 公共工事では、県内など一定地域内に営業所が所在していることを入札の要件としているケースが多い。
- 複数営業所の兼務を可能とした場合、営業所の設置が容易となり、受注競争の激化を招くおそれ。

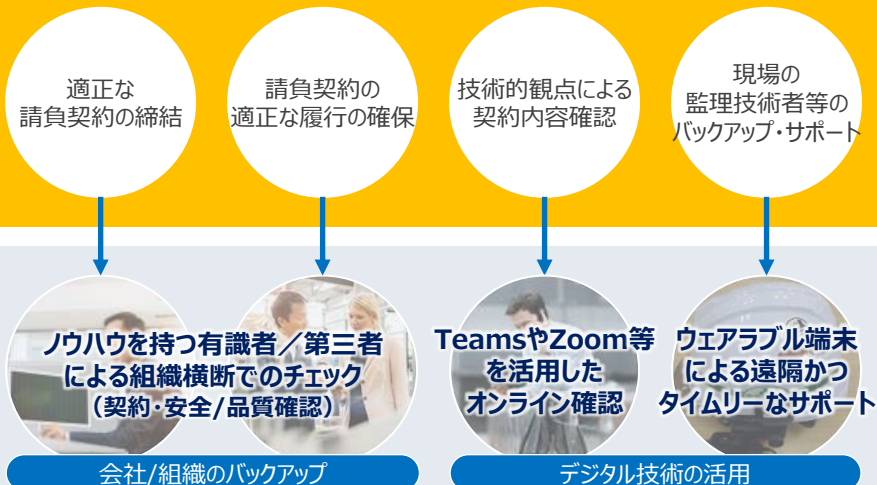
⇒ 監理技術者・主任技術者については、現場での活用ニーズが大きいことを踏まえ、まずは営業所専任技術者と監理技術者等の兼務を措置することとし、
営業所同士の兼務、及び上記の課題に対応するための方策（兼務数の制限等）については 5
中期的課題として引き続き検討を行う。

一致

弊社の見解・認識

会社/組織のバックアップ（制度・仕組み等）やデジタル技術の活用により、一営業所技術者が、複数営業所を兼務しても同様の役割を果たすことは可能

営業所技術者の役割



会社/組織のバックアップやデジタル技術の活用

複数営業所を兼務することに課題・懸念があり、課題解決には
一営業所に一人の営業所技術者の配置が必要

Point
14

会社のバックアップや最新技術の活用により、一営業所に一人の営業所技術者を配置しなくても同様の役割を果たすことが可能

国土交通省様における 課題・懸念事項への対応案

課題・懸念事項

● 不良・不適格業者の参入

- 営業所技術者の役割不履行
- 営業の実態に伴わない技術力（技術不足）

● 地域建設業の受注環境への影響

- 営業所設置の容易による受注競争の激化

解決に向けた対応案

● 建設業許可制度における運用見直し，チェック強化

- 企業が定期的（毎年、5年毎）に提出する報告書/届出書の一部運用見直しにより、営業所技術力の確認や不良・不適格業者参入の排除が可能
- 具体的には、以下で対応可能 *次葉参照
 - ① 経営規模等評価結果通知書等の活用
 - ② 決算変更届における営業所毎の使用人数に加え、営業所技術者資格を有する人数の追記



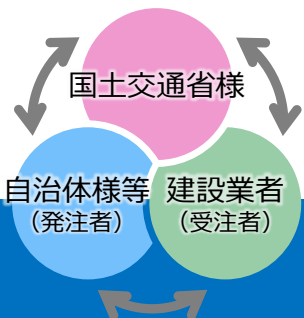
建設業許可申請/更新 経営規模等評価結果通知書 決算変更届

● 総合評価落札方式の適用 *公共工事では適用済み

- 価格に加え、品質、技術力も評価する落札方式である、総合評価落札方式の適用により、企業の技術力、施工品質の確保等の確認が可能
- 地場企業活用の評価項目もあり、公共工事における受注環境影響は少ない

	価格	企業の能力	技術者の能力	技術提案(施工計画)	地域精通度(地場企業活用)
最低価格落札方式	○				
総合評価落札方式	○	○	○	○	○

- 加えて、民間工事に対し、活用の推奨、状況の可視化/評価による活用促進等の仕組み・ルールの策定によりカバー



国土交通省様，自治体様等（発注者），建設業者（受注者）三位一体による解決

* 営業所技術者配置による課題解決ではなく、既存の制度/仕組みの運用により解決可能

建設業許可制度について

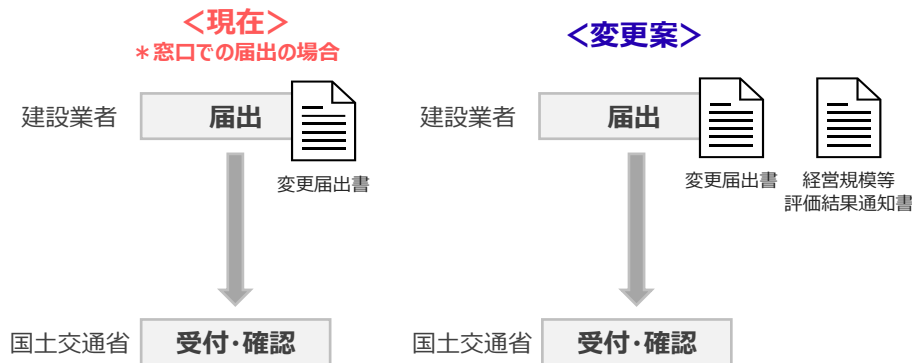
■ 許可制度の要件 * 国土交通省「建設業許可制度」資料より抜粋

経営の安定性	① 経営能力（経営業務管理責任者）、② 財産的基礎（請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用）
技術力	③ 業種ごとの技術力（営業所技術者）
適格性	④ 誠実性（役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除）

■ 各届出と許可制度との関係性

届出 (タイミング/有効期限)	提出書類			
	書類名 (一例)	経営の安定性	技術力	適格性
許可申請/更新 (5年)	営業所技術者等一覧表		●	●
	常勤役員等証明書	●		●
経営規模等評価申請 (1年7ヶ月)	工事経歴書	●	●	
	技術職員名簿		●	●
決算変更届 (変更時)	貸借対照表・損益計算書	●		
	工事経歴書		●	

《建設業者が従たる営業所の新設を行う際の手続き》



総合評価落札方式について

- 価格と品質/技術力等が総合的に優れた内容の契約がなされることを基本理念とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月1日に施行
- 関東地方整備局では、平成17年度より上記法律に基づく総合評価落札方式による工事発注を順次拡大し、現在ではほぼ全ての工事に適用
- 評価項目選定の観点（評価軸）は、『**企業の能力等**』、『**技術者の能力等**』、『**技術提案（施工計画）**』3つの大きな観点にそって対象工事の特性に最適な項目を選定する。
また、地元企業の活用や地域貢献度などを評価する『**地域精通度**』の項目を選定される場合もある。

「総合評価方式」は、価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する、新しい落札方式のことです。



入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるものうち、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とするにより、予定価格の範囲内で価格と品質が総合的に優れた施工業者を選定するというものです。新しい施工方法や工夫をすることなどの技術提案、同種工事の施工経験や工事成績等が評価の対象となります。

① 品質面でも競争させることで、公共工事自体の品質を向上させる

総合評価方式では、総合的なコストの削減に関する技術提案、工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案、社会的要請への対応に関する技術提案などが審査・評価の対象となります。これらの技術提案に対する評価が低いと落札しにくくなるため、公共工事自体の品質が底上げされます。

それに加え、企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられますので、施工能力の乏しい者が落札し公共工事の品質の低下や工期の遅れを招くことを防止できると期待されています。

② 工事周辺の住民や利用者にとできるだけ迷惑をかけない

入札の段階で、施工計画が現地の条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる等のチェック（審査）が入ることで、想定される問題を事前に把握することができます。それに加えて、騒音の低減、周辺の環境や街並みとの景観の調和なども評価対象になるため、結果として周辺住民や利用者へかかる迷惑を減らすことも期待されています。

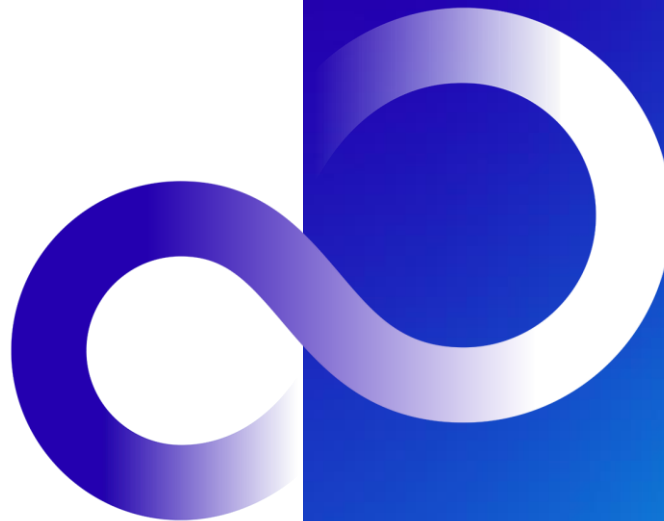
③ 建設業者の育成と技術力の向上

総合評価方式の導入により技術的能力や技術提案の審査を実施することにより、公共工事を受注する建設業者の適切な施工や技術力の向上に対する意欲を高めることになり、しいては公共工事の品質の確保に向けて建設業者の育成・技術力の向上に繋がることが期待されています。

ご参考：総合評価落札方式（一例）

評価項目		評価基準	配点	満点		
① 企業の技術力	施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、工夫が見られる	7.5	7.5点	
			工事の手順は適切であるが、工夫が見られない	0.0		
		工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる	7.5		7.5点
			各工程の工期は適切であるが、工期短縮が見られない	0.0		
	企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	2.0	2.0点	
			類似工事の実績あり	0.0		
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	75点以上	1.0	1.0点	
			65点以上 75点未満	0.5		
	65点未満	0.0				
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級●●施工管理技士または技術士	1.0	1.0点	
			2級●●施工管理技士	0.0		
		過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	2.0	2.0点	
類似工事の実績あり			0.0			
過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績の工事成績評定点の平均点		75点以上	1.0	1.0点		
		65点以上 75点未満	0.5			
65点未満	0.0					
② 企業の信頼性・社会性	地理的条件	●●県内に本店、支店又は、営業所あり	1.0	1.0点		
		●●県内に拠点なし	0.0			
	過去10年間の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり	1.0	1.0点		
		施工実績なし	0.0			
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	2.0	2.0点		
		活動実績なし	0.0			
合計点				26.0点		

Thank you



Appendix

建設業における登録制度から許可制度に至る変遷

制定・改定時期	要件	主要な制定・改正事項とその背景
1949年（昭和24年）	<ul style="list-style-type: none"> 技術者 	<p>【制定事項】 登録制の導入 * 大臣登録と知事登録との要件に差異なし</p>
1953年（昭和28年）	<ul style="list-style-type: none"> 技術者 営業所への技術者配置 * 大臣登録のみ 	<p>【改正事項】 業法の適用範囲の拡大（適用除外9業種中壁紙工事を除く8業種に適用） 大臣登録業者の登録要件の強化（同一都道府県内の営業所の一に技術者を配置）</p> <p>【背景】 適用除外業種についても重要性があるとみなされ、また紛争も多く多発したため、適用範囲拡大 第27条で規定された大臣登録の営業所への技術者の配置義務を徹底するため、登録要件に追加</p>
1961年（昭和36年）	<ul style="list-style-type: none"> 技術者 営業所への技術者配置 * 大臣登録のみ 	<p>【改正事項】 主として請け負う建設工事の種類ごとの技術者が要件化</p> <p>【背景】 従来の資格要件は軽易かつ画一的 年々増加する膨大な建設工事量を適正に消化するため、施工体制を強化する必要</p>
1971年（昭和46年）	<ul style="list-style-type: none"> 経営業務管理責任者 営業所技術者 誠実性 財産的基礎 	<p>【改正事項】 登録制から許可制へ移行、有効期限も2年から3年に 一般建設業、特定建設業の区分け、業種別の許可制の採用 一般建設業の許可には経営経験、技術者の有無、誠実性、財産的基礎を要件とし、特定建設業の許可には技術者および財産的基礎に係る要件を加重</p> <p>【背景】 建設投資に対する需要がますます増大することが予想され、建設業界より一層重要になる一方で、 施工能力・資力・信用に問題のある建設業者による粗雑粗漏工事や公衆災害等が発生 公正な競争の阻害により業者の倒産の増加が顕著に</p>
1987年（昭和62年）	<ul style="list-style-type: none"> 経営業務管理責任者 営業所技術者 誠実性 財産的基礎 	<p>【改正事項】 特定建設業の許可基準の改正（指定建設業の営業所技術者を国家資格者等に限る）</p> <p>【背景】 競争が激化する中で、経営環境の悪化、労働条件の低下、倒産の多発 施工能力・資力・信用に問題のある者が建設市場に不当に参入 建設業における施工技術水準の高度化、経営体質の改善等に資する必要</p>
1994年（平成6年）	<ul style="list-style-type: none"> 経営業務管理責任者 営業所技術者 誠実性 財産的基礎 	<p>【改正事項】 許可の有効期間を3年から5年に 欠格要件の強化（禁固以上の刑に処せられた者に拡大等）</p> <p>【背景】 公共工事をめぐる一連の不祥事を踏まえ、国民の公共工事に対する信頼を回復する必要</p>

変更届出書（従たる営業所の新設）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)

00006

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、

{ (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) {建設業法第7条第2号} に規定する営業所に置かれる専任の技術者 }
建設業法第15条第2号

について変更があつたので届出をします。

令和 6 年 3 月 1 日

関東地方整備局長 殿

届出者



大臣
知事

項番
3 5 0 0

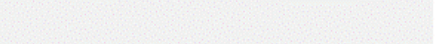
国土交通大臣 許可 (一般)

特 記

許可年月日

令和 02 年 07 月 01 日

法人番号



記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
従たる営業所の新設	-			
令3条使用人の追加	-			
専任技術者の追加	-			
営業所の業種の追加	-			

Thank you

